

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 3 年度第 1 回 富士見市市民参加及び協働推進委員会 議事録</p>						
日 時	令和 3 年 6 月 2 日 (水)		開会	午後 6 時 0 0 分		
			閉会	午後 7 時 1 0 分		
場 所	富士見市役所 1 階 全員協議会室					
出席者	委 員	松島委員長	朝賀副委員長	長ヶ原委員	高野委員	鈴山(美)委員
		○	○	○	○	○
		東海林委員	鈴山(将)委員	桑原委員	小森委員	平木委員
		○	○	○	○	○
事務局	協働推進課 佐々木課長、長根副課長、赤田主査、大木主事					
公 開 ・ 非 公 開	公開 (傍聴者なし)					
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議題 (1) 令和 2 年度市民参加・協働に関する取組み調査結果報告 (2) 富士見市協働事業提案制度について (3) 傍聴要領の制定について (4) その他</p> <p>4 閉会</p>					

議 事 内 容

佐々木課長	<p>1 開 会 開会あいさつ</p>
委員長	<p>2 委員長あいさつ あいさつ</p>
	<p>3 議 題 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例第6条第1項の定めにより、松島委員長が議長となり、議事を進行した。</p>
	<p>(1) 令和2年度市民参加・協働に関する取組み調査結果報告</p>
	<p>資料1 令和2年度市民参加・協働に関する取組み調査結果について</p>
事務局	<p>資料に基づき、令和2年度に各課で実施された市民参加及び協働事業の実施状況や課題について報告。</p>
委 員	<p><質疑・意見> 10ページに、協働事業の実施件数の内、新規と継続とあるが、継続とはどのような定義か。</p>
事務局	<p>前年度から継続して実施した事業としている。</p>
委 員	<p>協働事業提案制度で採択された事業で、事業完了後も協働事業として調査結果に記載があるものかないものがあるが、市との協働がどこまで継続できるのか。</p>
事務局	<p>現在は担当部署の判断に委ねられているため、昨年度の見直し協議においても、制度課題の1つとして挙げられた。そのため、先日提出した提言書では、制度の中で完了後の協働の継続可否決定を行う仕組みを含めている。今年度、改正に向けて庁内で調整していく。</p>
委 員	<p>5ページにある、説明会を実施した事業No.32及びNo.46の開催場所の選定理由は何か。</p>
事務局	<p>No.32「富士見市都市計画基本方針策定事業」については、町会長連合会役員会で相談の上、市内のエリア毎に実現可能な回数・場所で開催した。</p> <p>No.46「富士見ガーデンビーチ運用検討」については、ガーデンビーチ周辺の住民向けに市民総合体育館を、遠方の住民向けに針ヶ谷コミュニティセンターで開催した。</p>

委員	6 ページにある、市民意向調査、アンケート調査を実施したNo.40で、市民アンケートモニターによるアンケート回答率68.1%は高いのか。
委員	<p>今回実施された市民アンケートモニターは、特定の分野に限らず、市政全般に関するウェブ上のアンケート調査への協力者として事前に登録された市民を対象に昨年度4回実施された内の1回だが、各回60～70%台の回答率であった。調査項目の規模などが異なるが、郵送で行った平成30年の市民意識調査の回収率は、約41%であるため、低くはないと考える。</p> <p>(2) 富士見市協働事業提案制度について</p> <p>資料2 富士見市協働事業提案制度の現状について</p>
事務局	資料に基づき説明。
委員	<p><質疑・意見></p> <p>今年度の募集では、提案者の要件の変更はないのか。</p>
事務局	変更はない。
委員	募集にあたって、富士見市商工会や東入間青年会議所、県立富士見高等学校には周知したのか。
事務局	富士見市商工会と県立富士見高等学校には募集要領をお渡しした。東入間青年会議所については、提案者の要件を満たしていないため、今回は周知をしていない。
委員	周知した近隣大学8校はどこであるのか。
事務局	昨年度も周知した、淑徳大学、女子栄養大学、文京学院大学、埼玉大学、十文字学園女子大学、東邦音楽大学に加え、新たに、尚美学園大学、跡見学園女子大学にも募集要領等を配布した。
委員	自分が所属する団体が行っている事業で、尚美学園大学や文京学院大学と繋がりがある。また、淑徳大学も同様に、市と様々な事業で連携をしている。地域との関わりを考えている教授等はあるため、情報提供が可能である。
事務局	現在、提案者の要件についても若者のまちづくりへの参画を促進するため緩和する方向で調整しているため、制度改正後は、近隣の大学との連携をより検討していきたい。

(3) 傍聴要領の制定について

資料3 富士見市市民参加及び協働推進委員会傍聴要領（案）

事務局

本委員会の傍聴要領を定めるため、事務局で作成した傍聴要領（案）について資料に基づき説明。基本的な事項を規定したもので、傍聴希望者は原則傍聴できるように運営するため、人数制限の規定はない。会場の収容人数により、傍聴席に入場できない場合は、第6条の規定により、当日委員長が決定できることとし、委員からの意義があるときは、委員会に諮って決定することとしている。

委員

<質疑・意見>

他の審議会等の傍聴要領を参考に作成したのか。

事務局

法規を所管する課の審議会を参考にした。また、庁内委員会で傍聴要領参考例を検討した内容にも基づき作成した。

委員

他の審議会等と比べて、特別な規定はあるのか。

事務局

本委員会では協働事業提案制度における協働事業の選考についての審議時に非公開としているため、第5条第2項に会議を非公開とする決定があったときの退場の規定を加えた。

委員

庁内で傍聴要領を統一しなくてもよいのか。

事務局

審議会等は個々に独立した機関であるため、各審議会等の状況にあわせて規定すればよいと考えている。

委員

第3条の入場の禁止について、判断は事務局で行うのか。

事務局

事務局ではなく、本委員会で判断する必要がある。

議長

<議決>

資料3を本委員会の傍聴要領として規定することについて、意見を求めた結果、委員一同より承認が得られた。

事務局

(4) その他

・審議会等をオンライン上での実施について

審議会等をオンライン上での実施について議論があるため、委員の視点で考えられる課題について意見を求めた。

委員

<質疑・意見>

インターネット環境がないので、自分は参加が難しい。

委員	委員の状況にあわせて、対面会議とオンライン会議から選択ができれば、選択肢が増えてよい。
委員	会議の傍聴をどうするのか。ウェブ上で傍聴となると、写真撮影等も可能となってしまう。
委員	機器の問題があるため、市で貸与できるとよい。
委員	オンライン会議を実施する場合は、画面に映り込む背景の問題や、委員以外の人がない場所の確保など、運営のためのルールづくりが必要である。
委員	<p>・平成29年度採択協働事業「座敷ぼうき製作技能伝承者の育成事業」について</p> <p>当時、実施事業に対する総評において、今後の継続にあたっては、小学校等との連携が効果的であるという意見があったが、今年から関沢小学校との連携が始まったことを報告。</p> <p>4 閉 会</p>